

茨城沿岸海岸保全基本計画 (改訂原案)について

- 適正な海岸利用に向けた管理内容
- 海岸保全基本計画の実施にあたって
- 海岸の保全に関するその他の重要事項

第2回茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 H27.10.16

資料-2(4)

基本計画(改訂原案)の内容と構成



目次

| | |
|------------------------------|---|
| (1)適正な海岸利用に向けた管理内容について | 1 |
| (2)海岸保全基本計画の実施にあたって | 2 |
| (3)海岸の保全に関するその他の重要事項 | 3 |

(1)適正な海岸利用に向けた管理内容について

適正な海岸利用に向けた管理内容

- 海岸の汚損の抑制
- 行為の制限と徹底
- 海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上
- 多様な海域利用の調整・海岸利用のルールづくり
- 市町村による海岸管理の推進

- 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」を作成し、**海岸漂着物対策を推進することを追記。**【資料-2 P.76】
- **鯨類の座礁対処**について、「**鯨類座礁対処マニュアル**」(水産庁、平成16年10月12日)に基づき、**市町村や水産部局と連携して適切に対応する。**旨を追記。【資料-2 P.77】
- 委員意見を踏まえ、「安全な海岸利用を促進するため、**波や流れ、津波に関する知識、情報や各種利用のノウハウなど、必要な情報を地域と協力、連携して適宜提供していく**」旨を追記。【資料-2 P.78】

県内の海岸漂着物の状況(2014年)



鯨類の座礁の状況



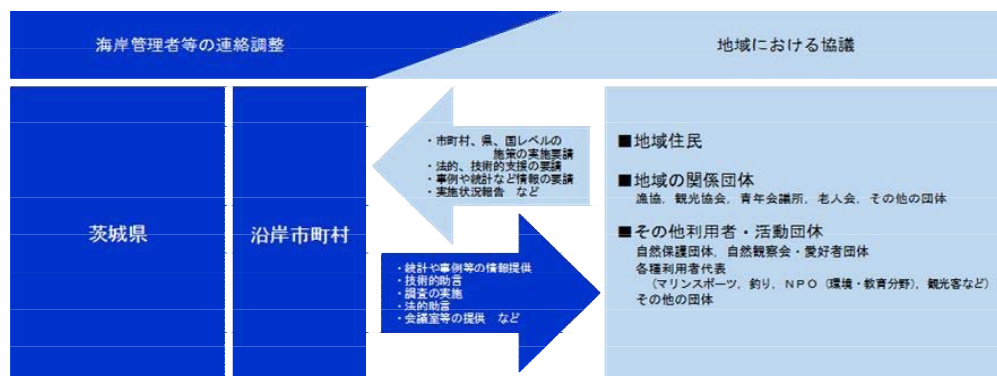
(2) 海岸保全基本計画の実施にあたって

海岸保全基本計画の実施

- 海岸管理者等関係機関における体制づくり
- 海岸利用者間における体制づくり
- 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体との連携

- 海岸法改正を踏まえ、「海岸保全に資する清掃、植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動を自発的に行い、海岸管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体を海岸協力団体に指定することにより、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図る。」を追記。[【資料-2 P.81】](#)

《海岸保全の体制づくりの例》



(3) 海岸の保全に関するその他の重要事項

その他の重要事項 新規

- 様々な施策との一層の連携
- 大学、研究機関等との連携の推進
- 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実
- 地球温暖化への適応策の実施

【様々な施策との一層の連携】

- 委員意見を踏まえ、「海岸及びその周辺で行われる様々な施策や茨城の海岸を多くの人に紹介する取組みとの一層の連携を推進する。」ことを記載。[【資料-2 P.85】](#)

【大学、研究機関等との連携の促進】

- 委員意見を踏まえ、「茨城沿岸に関わる各種の調査データについて、官学民で共有し、互いに活用するなどの仕組みづくりに取り組んでいく。」ことを記載。[【資料-2 P.85】](#)



【海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実】

- 委員意見を踏まえ、「次世代を担う子どもたちが、茨城の海岸を誇りに思い、海岸を大切にしていく気持ちを醸成する海岸環境教育の場の提供に努める」ことを記載。[【資料-2 P.85】](#)

【地球温暖化への適応策の実施】

- 「長期間での海面上昇は設定するシナリオによってその値に大きな開きがあり、今後も注視すべき問題であり、海岸管理においては、海岸保全施設の補修・更新時に、海面上昇の影響を考慮し、かさ上げを行うなど、維持管理と併せて対策を実施していくことが考えられる。」こと、「気候変動に伴う外力変化の予測・モニタリングに関する情報収集に努め、今後、ハザードマップのあり方、早期に社会の機能回復を図る「レジリエント」の観点、タイムラインの考え方等について検討を進める必要がある。」ことを記載。[【資料-2 P.86】](#)